

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会  
「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」

概要

---

# 検討の経緯

- 一部の事業者から、クラウドサービスと我が国著作権法との関係が不明確であることが、事業者の萎縮につながっていると指摘。
- 知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)等において、クラウドサービス等と著作権に関する課題について検討を早期に進めるべきとの提言(下記参照)。

知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)(抜粋)

## 【取り組むべき施策】

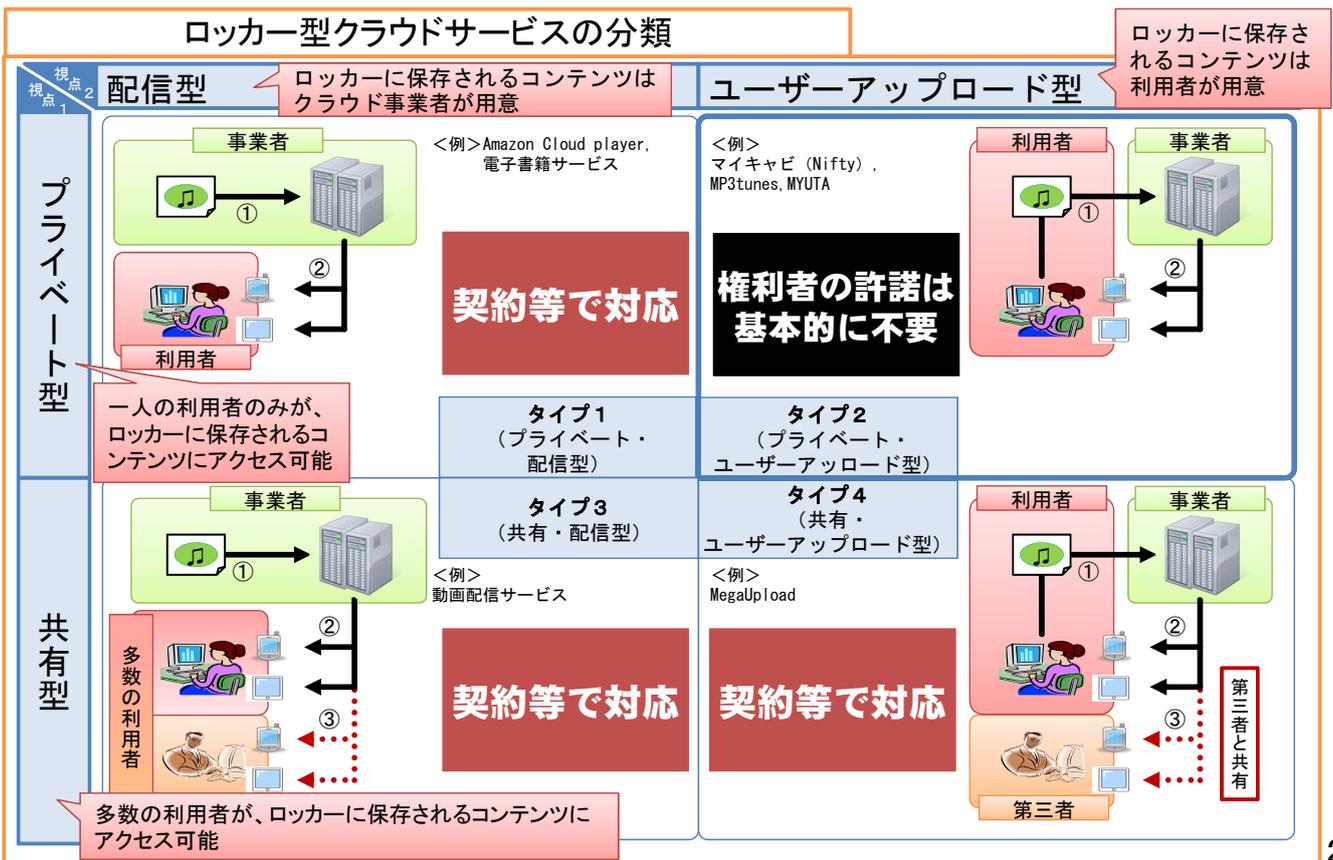
著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

- 昨年度から検討開始。今年度は、文化審議会著作権分科会の下に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」を設置し、本件及びクリエイターへの適切な対価還元の問題を集中的に検討。

- 今般、クラウドサービス等と著作権に関する課題について一定の結論が得られたため、第10回小委員会(平成27年2月実施)において、「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」が取りまとめられた。

# 検討の結果

## 1. ロッカー型クラウドサービスについて



## 審議会において主に議論された点

### タイプ2のロッカー型クラウドサービスに対する評価

- 有識者の意見も踏まえた検討の結果、タイプ2については、基本的に利用行為主体※1は利用者であり、その場合には当該サービスで行われる著作物の複製は私的使用目的の範囲内であり、**権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した。**
- 権利者から、私的使用目的の複製の範囲内と解されるタイプ2については、許諾の対象とはしないとの意見が示された。
- 事業者からタイプ2に限定した形の法改正を行うことは不要であるとの意見が示された。  
⇒以上を踏まえ、現時点においては**法改正を伴う制度整備の必要性は認められなかった。**

### 許諾を必要とするべきサービスを円滑に実施するための方策

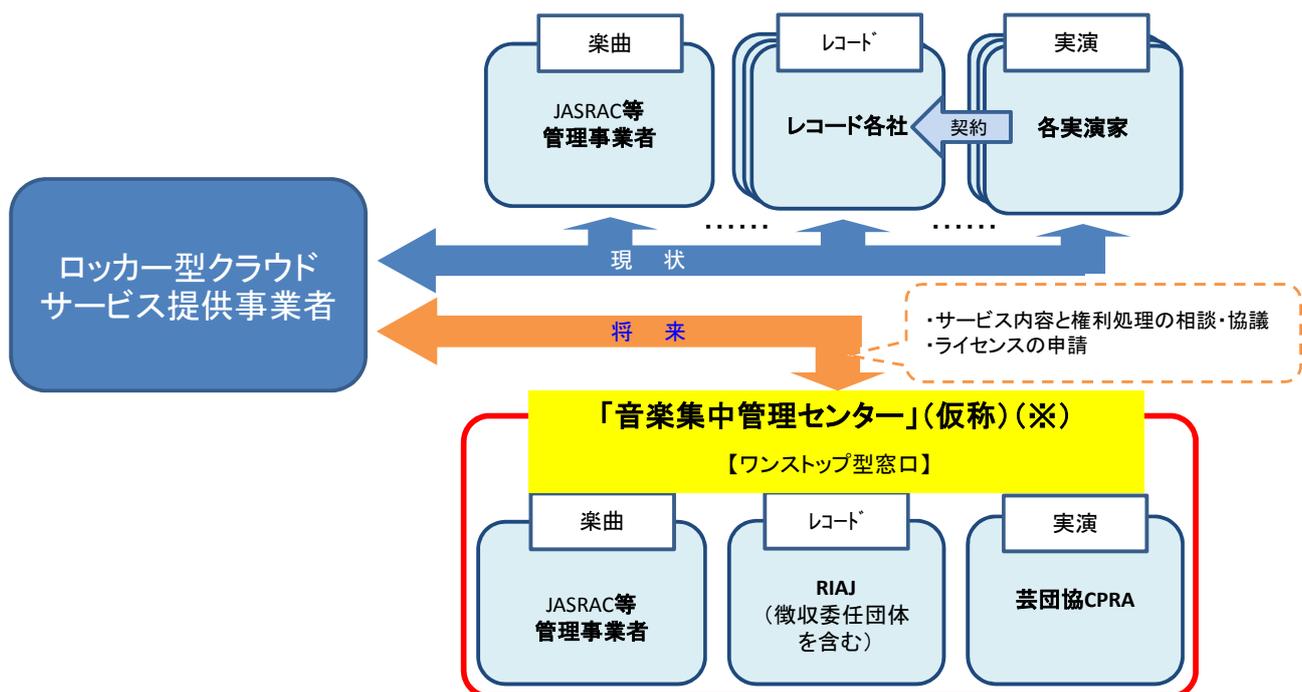
- 許諾を必要とするべきサービスについて、一部の事業者から権利者の探索や多数の権利者と個々に契約すること等のコストを低減すべきとのニーズが出されたこと等を踏まえ、権利者側から**「集中管理による契約スキーム」の案**が示された。
- 集中管理による契約スキームについては、契約コストの低減につながるだけでなく、権利者との許諾が必要か否かがグレーなサービスに対しても事業者がリスクヘッジとして容易に契約することが可能となり、事業者が利用者に適法なサービスを安心して提供できることが可能になるとして、**本スキームの有用性を評価する見解で委員の意見がおおむね一致した※2。**

※1 著作権法上、複製の主体は一律に定められるものではなく、複製の対象、複製の方法、複製の関与の程度といった様々な事情をもとに司法において判断される。

※2 関連して、(一社)日本経済団体連合会からは、クラウドサービスの今後の発展に向け、事業者が一括で円滑に権利者と契約できる集中管理型ライセンス体制の構築が有効な方策であると認められるべきとの意見が示されている。

3

## (参考)集中管理による契約スキームのイメージ



※ センター設立に向けては、現在、権利者団体を中心に検討が進められているところ。

4

## 2. ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて

### 検討の対象となったサービス※

#### 【私的使用目的の複製を支援するサービス】

メディア変換サービス	利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコード等を、事業者が提出を受け、DVDやブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス。
個人向け録画視聴サービス	事業者により録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。
プリントサービス	画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。

#### 【クラウド上の情報活用サービス】

スナップショット・アーカイブ	利用者が指定したURLの情報が事業者のストレージ上に保存され、URLの参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。
論文作成・盗作検証支援サービス	公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供(和訳等含む)を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。
評判分析サービス	インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。
法人向けTV番組検索サービス	クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。

- 上記サービスについて、実際にサービスを行っている主な事業者や関係権利者の意見を聴取しつつ検討。
- 過去の審議会での議論を踏まえ、著作物の表現を利用者が享受していると評価されるか否かを一つの基準として検討。

※このほか、アクセシビリティサービス及びeラーニングに関しては、著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討。

5

### 検討結果

①メディア変換サービス

②個人向け録画視聴サービス

③プリントサービス

④スナップショット・アーカイブ

⑤論文作成・盗作検証支援サービス

⑥評判分析サービス

⑦法人向けTV番組検索サービス

・いずれのサービスも、基本的には著作物の表現を利用者が享受しているサービスと評価されるため、他人が著作権を有する著作物を利用する場合には、著作権者の許諾が必要と解される。

・また、⑤⑥については、一部に著作物の表現を利用者が享受しないと評価されるサービスがあるとの意見が示されたものの、実際にサービスを行っている事業者から、現行の著作権法の下で、契約や権利制限規定の適用により十分に対応している旨の意見が表明された。

○ 本小委員会で提示された内容を前提とする限り、現時点においては**法改正を行うに足る明確な立憲法事実は認められなかった。**

○ 他方、各サービスの更なる発展のためのステップとして、**円滑なライセンス体制を構築するための話し合いが関係当事者間においてなされることが重要であり、その動向を注視する必要がある。**

6

# 小委員会の検討状況

## 平成25年度

### 【法制・基本問題小委員会】

- (第1回)平成25年6月17日実施  
－知的財産政策ビジョンを踏まえ、今後検討が必要な課題について議論
- (第2回)平成25年8月7日実施  
－クラウドサービス事業者からの意見ヒアリング
- (第3回)平成25年9月12日実施  
－ヒアリングを踏まえた検討

➡ 第4回小委員会において、ワーキングチームを設置することを決定。

### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム】

- (第1回)平成25年12月16日実施  
－クラウドサービスに係る有識者等による意見発表  
－Culture First推進団体からの意見発表(新たな補償制度創設に係る提言)
- (第2回)平成26年2月17日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する事業者からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告

## 平成26年度

### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会】

- (第1回)平成26年7月23日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(音楽関係)からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告
- (第2回)平成26年8月7日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(映像関係)からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告
- (第3回)平成26年8月28日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する利用者からの意見ヒアリング  
－権利者団体より、私的録音録画に関する実態調査の結果の分析について発表
- (第4回)平成26年9月18日実施  
－意見交換①
- (第5回)平成26年9月30日実施  
－意見交換②
- (第6回)平成26年10月16日実施  
－意見交換③
- (第7回)平成26年10月31日実施  
－ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて検討①
- (第8回)平成26年11月19日実施  
－ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて検討②
- (第9回)平成26年12月25日実施  
－報告書案について検討

7

# 委員名簿

## 【第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会】

※◎は主査、○は主査代理

浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河村真紀子	主婦連合会事務局長
岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
榊原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
○末吉互	弁護士、東京大学法科大学院客員教授
杉本誠司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
龍村全	弁護士
津田大介	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
◎土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
長谷川浩二	東京地方裁判所判事(知的財産権担当)
畑陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
松田政行	弁護士
松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
丸橋透	ニフティ株式会社法務部長

(以上20名) 8